

証券投資信託約款変更に関する異議申立手続きのお知らせ

このたび、当社では、以下の追加型証券投資信託につきまして、平成 29 年 1 月 24 日をもって投資信託約款（以下「約款」といいます。）の一部を変更することに関して、異議申立手続きを実施いたしますので、約款の規定に基づきお知らせします。

1. 対象となる証券投資信託の名称

野村 MMF（マネー・マネージメント・ファンド）（確定拠出年金向け）

2. 約款変更の理由

平成 28 年 1 月 29 日に日本銀行が発表した「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入により、当ファンドの主な投資対象市場である国内短期金融市場の利回り水準が低下し、当ファンドの運用方針に沿った運用の継続および商品性の維持が困難な状況であり、今後も同様の状況が継続し当ファンドの基本方針に則った運用を行なうことが困難になると懸念される状態であることに鑑み、信託期間を平成 29 年 5 月 31 日（以下「信託終了日」といいます。）までとする約款変更を行ない、当ファンドを早期に信託終了させることを予定しております。

加えて、信託終了日の前日が分配金の再投資にかかる取得申込日にあたり、償還価額は銭単位まで計算することとされていることから、円滑な償還金の支払いを行なうことを意図し、信託報酬の総額に関する約款変更を行ない、平成 29 年 5 月 17 日から平成 29 年 5 月 30 日までの信託報酬の総額は、計算日の信託報酬控除前の運用収益率に 100 分の 25 を乗じて得た率（現行の信託報酬率）に 20 分の 1 を乗じて得た率以内の率（但し、下限は零とします。）に減額し、信託終了日である平成 29 年 5 月 31 日の信託報酬の総額に関しては、約款第 41 条第 1 号に掲げる収益等（繰越利益金を含みます。）の合計額から約款第 41 条第 2 号に掲げる経費等（信託報酬を除きます。）の合計額を控除した額（但し、下限は零とします。）とします。

3. 約款変更の内容

下線部 は変更部分を示します。

| (変更後) | (変更前) |
|--|--|
| <p>(信託期間) 第 4 条 この信託の期間は、この契約締結の日から<u>平成 29 年 5 月 31 日</u>までとします。</p> | <p>(信託期間) 第 4 条 この信託の期間は、この契約締結の日から<u>第 49 条第 1 項、第 50 条第 1 項、第 51 条第 1 項および第 53 条第 2 項の規定による信託終了の日</u>までとします。</p> |
| <p>(信託報酬の総額および支弁の時期) 第 40 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、信託元本の額に、年 10,000 分の 97.5 以内の率とし次に掲げる率（以下、「信託報酬率」といいます。）を乗じて得た額を、毎計算期末に計上します。 1. 計算日の信託報酬控除前の運用収益率（第 41 条第 1 号に掲げる収益等（繰越利益金を除きます。）の合計額から第 41 条第 2 号に掲げる経費等（信託報酬を除きます。）の合計額を控除した金額を、計算日における信託元本の額で除して得た率</p> | <p>(信託報酬の総額および支弁の時期) 第 40 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、信託元本の額に、年 10,000 分の 97.5 以内の率とし次に掲げる率（以下、「信託報酬率」といいます。）を乗じて得た額を、毎計算期末に計上します。 1. 計算日の信託報酬控除前の運用収益率（第 41 条第 1 号に掲げる収益等（繰越利益金を除きます。）の合計額から第 41 条第 2 号に掲げる経費等（信託報酬を除きます。）の合計額を控除した金額を、計算日における信託元本の額で除して得た率</p> |

を年率換算したものをいいます。以下本条において同じ。)が年 15%超のとき、当該計算日の信託報酬率は年 0.975%以内の率とします。

2. 計算日の信託報酬控除前の運用収益率が年 5%超 15%以下のとき、当該計算日の信託報酬率は、当該収益率に 100 分の 6.5 を乗じて得た率以内の率とします。

3. 計算日の信託報酬控除前の運用収益率が年 1.3%超 5%以下のとき、当該計算日の信託報酬率は、年 0.325%以内の率とします。

4. 計算日の信託報酬控除前の運用収益率が年 1.3%以下のとき、当該計算日の信託報酬率は、当該収益率に 100 分の 25 を乗じて得た率以内の率(但し、下限は零とします。)とします。

② 前項の規定にかかわらず、平成 29 年 5 月 17 日から平成 29 年 5 月 30 日までの委託者および受託者の信託報酬の総額は、信託元本の額に、年 10,000 分の 97.5 以内の率とし次に掲げる信託報酬率を乗じて得た額を、毎計算期末に計上します。

1. 計算日の信託報酬控除前の運用収益率に 100 分の 25 を乗じて得た率に 20 分の 1 を乗じて得た率以内の率(但し、下限は零とします。)とします。

③ 前各項の規定にかかわらず、平成 29 年 5 月 31 日の委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 41 条第 1 号に掲げる収益等(繰越利益金を含みます。)の合計額から第 41 条第 2 号に掲げる経費等(信託報酬を除きます。)の合計額を控除した額(但し、下限は零とします。)とし、当該計算期末に計上します。

④ 前各項の信託報酬は、毎月の最終営業日または信託終了のとき信託財産中から支弁し、委託者および受託者間の配分は別に定めます。

(収益分配金および償還金の時効)

第 47 条 受益者が、第 45 条第 1 項および第 2 項に規定する収益分配金について当該各条項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないときは、ならびに第 4 条、第 49 条、第 50 条、第 51 条第 1 項および第 53 条第 2 項に規定する信託終了による償還金について、第 45 条第 2 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失ない、受託者より交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託契約の解約)

第 49 条 委託者は、第 4 条の規定による信託終了前に、やむを得ない事情が発生したとき等は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②～⑥ <略>

を年率換算したものをいいます。以下本条において同じ。)が年 15%超のとき、当該計算日の信託報酬率は年 0.975%以内の率とします。

2. 計算日の信託報酬控除前の運用収益率が年 5%超 15%以下のとき、当該計算日の信託報酬率は、当該収益率に 100 分の 6.5 を乗じて得た率以内の率とします。

3. 計算日の信託報酬控除前の運用収益率が年 1.3%超 5%以下のとき、当該計算日の信託報酬率は、年 0.325%以内の率とします。

4. 計算日の信託報酬控除前の運用収益率が年 1.3%以下のとき、当該計算日の信託報酬率は、当該収益率に 100 分の 25 を乗じて得た率以内の率(但し、下限は零とします。)とします。

<新設>

<新設>

② 前項の信託報酬は、毎月の最終営業日または信託終了のとき信託財産中から支弁し、委託者および受託者間の配分は別に定めます。

(収益分配金および償還金の時効)

第 47 条 受益者が、第 45 条第 1 項および第 2 項に規定する収益分配金について当該各条項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないときは、ならびに第 49 条、第 50 条、第 51 条第 1 項および第 53 条第 2 項に規定する信託終了による償還金について、第 45 条第 2 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失ない、受託者より交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託契約の解約)

第 49 条 委託者は、やむを得ない事情が発生したとき等は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②～⑥ <同左>

4. 変更の適用予定日

平成 29 年 1 月 24 日

5. 諸手続きについて

上記の約款変更についてご異議のある受益者は、平成28年10月4日から平成28年11月4日までに、委託会社である当社に対し、書面によりその旨をお申し出下さい。

上記期間内にご異議のお申し出のあった受益者の受益権の口数が、平成28年10月4日における当該約款に係る受益権の総口数の二分の一を超えない場合は、約款変更の届出を行ない、平成29年1月24日をもって上記の約款変更を適用することを予定しております。

その場合、ご異議のお申し出をなさった受益者は、自己に帰属する受益権を公正な価額（原則として、受託会社を買取請求必要書類を受理した日の翌営業日の前日の基準価額となります。）で、ご購入いただきました販売会社の本支店等を通じて、当ファンドの受託会社に対し、平成28年11月17日から平成28年12月6日までに当該受益権に係る投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

以上

平成28年10月4日

東京都中央区日本橋一丁目12番1号
野村アセットマネジメント株式会社